

長崎県 農林部 週休2日工事（発注者指定型） 試行要領

農水省（R5. 3.29）	土木部（R05.09.13）	農林部
<p>○工事における週休2日の取得に要する費用の計上に関する試行について</p> <p>第1 現場閉所による週休2日方式</p> <p>1 対象工事 「土地改良事業等請負工事積算基準の制定について」（平成5年2月22日付け5構改D第49号農村振興局長通知）及び「土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）の制定について」（平成12年3月24日付け12構改D第238号農村振興局長通知）を適用する工事（災害復旧など工期に制約等がある工事を除く。）</p> <p>2 「週休2日」の定義 「週休2日」とは、対象期間^{※1}を通じた現場閉所^{※2}の日数が、4週8休以上^{※3}となることをいう。 ※1：対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 ※2：現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含めて1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。</p>	<p>週休2日モデル工事（発注者指定型）の試行要領</p> <p>1. 試行目的 ○建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など将来の担い手確保が大きな課題となっている。また、令和6年4月より建設業に適用される改正労働基準法による罰則付きの時間外労働規制に向けて、建設業における週休2日の普及促進をより一層図る必要がある。そのため、地域の守り手でもある建設産業の中長期的な担い手確保・育成に向け、働き方改革・労働環境改善の取り組みとして、建設業の「週休2日」を推進することを目的とする。</p> <p>2. 試行方針</p> <p>①試行適用時期 ○令和5年10月1日以降に起工する工事</p> <p>②試行対象工事 ○設計金額4,500万円以上となる長崎県土木部が所管する事業（営繕事業は除く）および長崎県水産部漁港漁場課が所管する事業のうち、一般競争入札（総合評価落札方式を含む）により発注する請負工事を対象とする。 ○現場作業期間には本工事の実施にあたり必要となる準備・撤去作業等も含めるものとする。（工事看板・現場事務所等の設置・撤去や現地調査、着工前測量など） ○試行対象工事は、特記仕様書に対象工事であることを明記するものとする。 ○本試行対象となる発注工事において発注者指定型による発注を行わない場合は、事前に建設企画課へ協議のこと。</p> <p>③試行内容 ○週休2日とは、対象期間において4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 ○現場閉所日とは、工事現場内の巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。</p>	<p>長崎県 農林部 週休2日工事（発注者指定型） 試行要領</p> <p>1. 目的 建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など将来の担い手確保が大きな課題となっている。また、令和6年4月より建設業に適用される改正労働基準法による罰則付きの時間外労働規制に向けて、建設業における週休2日の普及促進をより一層図る必要がある。そのため、地域の守り手でもある建設産業の中長期的な担い手確保・育成に向け、働き方改革・労働環境改善の取り組みの一環として休日確保できる環境の整備を一層推進する観点から、本要領に基づき「週休2日」を試行するものである。</p> <p>2. 対象工事 （1）対象工事は、令和6年6月3日以降に起工する下記に該当する工事とする。 設計金額4,500万円以上となる長崎県農林部が所管する事業（営繕事業は除く）のうち、一般競争入札（総合評価落札方式を含む）により発注する請負工事を対象とする。 （2）現場作業期間には本工事の実施にあたり必要となる準備・撤去作業等も含めるものとする。（工事看板・現場事務所等の設置・撤去や現地調査、着工前測量など） （3）対象工事は、特記仕様書に対象工事であることを明記するものとする。 （4）対象となる発注工事において発注者指定型による発注を行わない場合は、事前に農村整備課（農村整備課関係事業）及び森林整備室（林政課及び森林整備室関係事業）へ協議のこと。</p> <p>3. 試行内容 （1）週休2日とは、対象期間において4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 1）現場閉所（日）とは、工事現場内の巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。</p>

長崎県 農林部 週休2日工事（発注者指定型） 試行要領

農水省（R5. 3.29）	土木部（R05.09.13）	農林部
<p>※3：4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p> <p>3 発注方式 本通知日以降に発注手続きを開始する、全ての工事を対象に、発注者指定方式により発注することを原則とするが、現場条件等からこれにより難しい場合は受注者希望方式で発注することができる。</p> <p>(1) 発注者指定方式 発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式</p> <p>(2) 受注者希望方式 受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休2日に取り組む旨を報告した上で取り組む方式</p> <p>4 実施方法 (1) 入札説明書等に週休2日に取り組む工事の対象とすることを記載する。 (2) 受注者は（受注者希望方式においては、週休2日の取組を希望する受注者は）、契約後、週休2日の実施計画書を作成し、工事着手日前までに監督職員へ提出する。 (3) 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の</p>	<p>また、以下についても現場閉所日とみなす。 ・降雨、降雪等による予定外の現場休工日 ・受注者が現場閉所としていた日に、災害等の緊急対応や現場見学会等により発注者が作業を要請した日</p> <p>○休日には、試行対象工事の元請技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者）は休暇とする。 ○下請業者に対しては、協力を依頼する。</p> <p>④試行方式 ○対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準となっている状態とする。 ○年末年始休暇（6日）、夏季休暇（3日）は週休2日とは別に休日として確保する。空港請負工事積算基準を用いた工事については祝日も現場閉所とし、年末年始休暇・夏季休暇と併せて週休2日とは別に休日として確保する。なお、降雨、降雪等の気象・海象条件により現場の作業を中止した場合は、「現場閉所」及び「元請技術者が休み」の双方を満たす場合に限り週休2日の対象とすることができる。 ○なお、労働基準法第35条(休日)を逸脱してはならない。</p> <div data-bbox="1121 982 1902 1241" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(休日) 第三十五条 使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも一回の休日を与えなければならない。 2 前項の規定は、四週間を通じ四日以上の日を有する使用者については適用しない。</p> </div> <p>○当初発注時点において、現場閉所による週休2日の対象外とする期間がある場合は、対象外とする作業と期間を特記仕様書に明示するものとする。 ○工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場閉所の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受発注者間で協議の上、現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の特記仕様書に対象外とする作業と期間を明示するものとする。</p> <p>⑤受注者の取り組み内容と発注者の確認 ○受注者は、「週休2日（4週8休）」の実施を、施工計画書の提出前までに工事打合せ簿で監督職員に協議するものとする。 ○実施にあたっては、以下の条件を満たす週休2日の取得計画を立て施工計画書の予定工程に記載し発注者へ提出する。契約変更時には変更計画書を提出する。 ア. 対象期間は、工事着手日から工事完成通知日までとする。 イ. 対象期間中、工事現場を週休2日相当の休日とするものとする。 ウ. 夏季休暇（3日）、年末年始休暇（6日）は週休2日とは別に</p>	<p>また、以下についても現場閉所日とみなす。 ①降雨、降雪等による予定外の現場休工日 ②受注者が現場閉所としていた日に、災害等の緊急対応や現場見学会等により発注者が作業を要請した日</p> <p>2) 休日には、対象工事の元請技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者）は休暇とする。 (2) 下請業者に対しては、協力を依頼する。</p> <p>4. 試行方式 (1) 対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準となっている状態とする。 (2) 年末年始休暇（6日）、夏季休暇（3日）は週休2日とは別に休日として確保する。 なお、降雨、降雪等の気象・海象条件により現場の作業を中止した場合は、「現場閉所」及び「元請技術者が休み」の双方を満たす場合に限り週休2日の対象とすることができる。 (3) 労働基準法第35条(休日)を逸脱してはならない。</p> <div data-bbox="2012 982 2792 1241" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(休日) 第三十五条 使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも一回の休日を与えなければならない。 2 前項の規定は、四週間を通じ四日以上の日を有する使用者については適用しない。</p> </div> <p>(4) 当初発注時点において、現場閉所による週休2日の対象外とする期間がある場合は、対象外とする作業と期間を特記仕様書に明示するものとする。 (5) 工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場閉所の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受発注者間で協議の上、現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の特記仕様書に対象外とする作業と期間を明示するものとする。</p> <p>5. 受注者の取り組み内容と発注者の確認 (1) 受注者は、「週休2日（4週8休）」の実施を、施工計画書の提出前までに工事打合せ簿で監督職員に協議するものとする。 (2) 実施にあたっては、以下の条件を満たす週休2日の取得計画を立て施工計画書の予定工程に記載し発注者へ提出する。契約変更時には変更計画書を提出する。 1) 対象期間は、工事着手日から工事完成通知日までとする。 2) 対象期間中、工事現場を週休2日相当の休日とするものとする。 3) 夏季休暇（3日）、年末年始休暇（6日）は週休2日とは別に休</p>

長崎県 農林部 週休2日工事（発注者指定型） 試行要領

農水省（R5. 3.29）	土木部（R05.09.13）	農林部												
<p>記録資料等により行うものとする。</p> <p>(4) 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。</p> <p>(5) 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記(3)の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。</p> <p>(注) 報告の時期は、受注者と発注者が協議して定める。</p> <p>5 実施上の留意点</p> <p>(1) 地元対応やコンクリート打設後の養生期間などやむを得ない場合は、振替休日等により休日を取得することを可とする。</p> <p>(2) 発注者は、緊急時等を除き、受注者に対して休日の作業が発生するような指示及び依頼は行ってはならない。</p> <p>6 積算方法</p> <p>(1) 補正係数</p> <p>週休2日の確保に取り組む工事について、対象期間中の現場閉所状況に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じるものとする。なお、市場単価方式による週休2日の補正については、第3によるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="210 1808 1003 1917"> <tr> <td></td> <td>4週8休以上</td> <td>4週7休以上</td> <td>4週6休以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>4週8休未満</td> <td>4週7休未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>現場閉所率</td> <td>現場閉所率</td> <td>現場閉所率</td> </tr> </table>		4週8休以上	4週7休以上	4週6休以上			4週8休未満	4週7休未満		現場閉所率	現場閉所率	現場閉所率	<p>に休日として確保する。空港請負工事積算基準を用いた工事については祝日も現場閉所とし、夏季休暇・年末年始休暇と併せて週休2日とは別に休日として確保する。工場製作のみを実施している期間、工事の全面中止を行っている日は休日に含まない。</p> <p>○受注者は、不測の事態等により予定工程に変更（土日作業等）が生じた場合には、その変更予定工期とその理由について発注者と協議を行う。</p> <p>○受注者は、対象期間中、「週休2日モデル工事」であることを現場に看板等により掲示することにより、現場周辺へ「宣言」するものとする。</p> <p>○発注者は、受注者より提出された予定工程や変更予定工程（理由含む）が妥当であるか確認を行う。妥当ではないと判断された場合は、受注者へ修正を指示する。</p> <p>○発注者は、施工中に施工プロセスチェック（工程管理）にもとづき、出勤簿や出面表等を用いて現場閉所の実施状況を確認する。</p> <p>○受注者は、実施工程表等により、「週休2日」の実施状況を取りまとめ、月1回監督職員へ報告するものとする。</p> <p>3. <u>モデル工事の実施方法</u></p> <p>○入札方式</p> <ul style="list-style-type: none"> 入札方式は、一般競争入札（総合評価落札方式を含む）とする。 <p>○発注方式</p> <ul style="list-style-type: none"> 「発注者指定型」とする。 「発注者指定型」とは、発注者が週休2日の試行対象工事として契約当初から指定して発注し、現場閉所率が28.5%以上となるよう実施するもの。 <p>4. <u>週休2日モデル工事実施の推進のための措置</u></p> <p>①週休2日モデル工事の積算による措置</p> <p>○「週休2日補正係数」については、4週8休以上を達成した場合のみ対象とする。</p> <p>※労務費の補正については、下水道工事市場単価・地質調査市場単価については補正の対象としない。</p> <p>○「週休2日補正係数」については、当初設計において「4週8休」の補正を行い発注し、竣工時において現場閉所の達成状況を確認する。</p> <p>なお、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たないものにおいては、補正を減じた変更契約を行う。</p> <p>○現場の閉所状況は、下記を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「4週8休」：4週8休以上 	<p>日として確保する。</p> <p>工場製作のみを実施している期間、工事の全面中止を行っている日は休日に含まない。</p> <p>(3) 受注者は、不測の事態等により予定工程に変更（土日作業等）が生じた場合には、その変更予定工期とその理由について発注者と協議を行う。</p> <p>(4) 受注者は、対象期間中、「週休2日工事」であることを現場に看板等により掲示することにより、現場周辺へ「宣言」するものとする。</p> <p>(5) 発注者は、受注者より提出された予定工程や変更予定工程（理由含む）が妥当であるか確認を行う。妥当ではないと判断された場合は、受注者へ修正を指示する。</p> <p>(6) 発注者は、施工中に施工プロセスチェック（工程管理）にもとづき、出勤簿や出面表等を用いて現場閉所の実施状況を確認する。</p> <p>(7) 受注者は、実施工程表等により、「週休2日」の実施状況を取りまとめ、月1回監督職員へ報告するものとする。</p> <p>6. <u>工事の実施方法</u></p> <p>(1) 入札方式</p> <ol style="list-style-type: none"> 入札方式は、一般競争入札（総合評価落札方式を含む）とする。 <p>(2) 発注方式</p> <ol style="list-style-type: none"> 「発注者指定型」とする。 「発注者指定型」とは、発注者が週休2日の対象工事として契約当初から指定して発注し、現場閉所率が28.5%以上となるよう実施するもの。 <p>7. <u>週休2日工事の積算による措置</u></p> <p>(1) 週休2日の工事費補正</p> <ol style="list-style-type: none"> 「週休2日の工事費補正」については、4週8休以上（現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上）を達成した場合のみ対象とする。 <p>※労務費の補正については、下水道工事市場単価・地質調査市場単価については補正の対象としない。</p> <p>(2) 週休2日補正係数</p> <ol style="list-style-type: none"> 「週休2日補正係数」については、当初設計において「4週8休」の補正を行い発注し、竣工時において現場閉所の達成状況を確認する。 <p>なお、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たないものにおいては、補正を減じた変更契約を行う。</p>
	4週8休以上	4週7休以上	4週6休以上											
		4週8休未満	4週7休未満											
	現場閉所率	現場閉所率	現場閉所率											

長崎県 農林部 週休2日工事（発注者指定型） 試行要領

農水省 (R5. 3.29)				土木部 (R05.09.13)			農林部																																																																																																																																									
	28.5%(8日/28日)以上	25%(7日/28日)以上 28.5%未満	21.4%(6日/28日)以上 25%未満	現場閉所率が28.5%(8日/28日)以上の場合 ○補正係数については、下記のとおりとする。 土木工事標準積算基準・電気通信設備積算基準・機械設備積算基準による工事 【4週8休以上：補正係数】 ・労務費：1.05 ・機械経費（賃料）：1.04 ・共通仮設費：1.04 ・現場管理費：1.06 港湾・漁港請負工事積算基準による工事 【4週8休以上：補正係数】 ・労務費：1.05 ・機械経費（賃料）：1.04 ・共通仮設費：1.02 ・現場管理費：1.03 空港請負工事積算基準による工事 【4週8休以上：補正係数】 ・労務費：1.05 ・機械経費（賃料）：1.04 ・共通仮設費：1.03 ・現場管理費：1.04			2) 補正係数については、下記のとおりとする。 ①（森林土木関係工事の場合） 【4週8休以上：補正係数】 ・労務費：1.05 ・機械経費（賃料）：1.04 ・共通仮設費：1.04 ・現場管理費：1.06 ②（農業農村整備工事の場合） 【4週8休以上：補正係数】 ・労務費：1.05 ・機械経費（賃料）：1.04 ・共通仮設費：1.04 ・現場管理費：1.09 ※県土木部制定の積算基準（土木工事標準積算基準・電気通信設備積算基準・機械設備積算基準・港湾・漁港請負工事積算基準）による積算の場合は、県土木部の「週休2日モデル工事（発注者指定型）」の試行要領に準じる。																																																																																																																																									
労務費	1.05	1.03	1.01																																																																																																																																													
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01																																																																																																																																													
共通仮設費（率分）	1.04	1.03	1.02																																																																																																																																													
現場管理費（率分）	1.09	1.07	1.05																																																																																																																																													
(2) 補正方法 ○労務費 = 労務費合計 × 週休2日補正係数 ○機械経費（賃料） = 機械経費（賃料）合計 × 週休2日補正係数 ○共通仮設費（率分） = 対象金額 × 共通仮設費率 × 施工地域を考慮した補正係数 × 週休2日補正係数 ○現場管理費（率分） = 対象金額 × 現場管理費率 × 施工地域を考慮した補正係数 × 週休2日補正係数				土木工事市場単価の補正係数			3) 土木工事市場単価の補正係数																																																																																																																																									
ア 発注者指定方式 発注者は、当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じるものとする。なお、発注者は現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、「工事の請負契約に係る契約書について」（平成7年10月24日付け7経第1492号農林水産省事務次官通知）別紙（以下「工事請負契約書」という。）工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記（1）補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更するものとする。ただし、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られないなどにより、現場閉所の達成状況が4週8休に満たなかった場合は、補正を行わずに減額変更するものとする。 また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。				<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">区分</th> <th>補正係数</th> </tr> <tr> <th>4週8休以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>鉄筋工</td><td></td><td>1.05</td></tr> <tr><td>ガス圧接工</td><td></td><td>1.04</td></tr> <tr><td rowspan="2">インターロッキングブロック工</td><td>設置</td><td>1.02</td></tr> <tr><td>撤去</td><td>1.05</td></tr> <tr><td rowspan="2">防護柵設置工（ガードレール）</td><td>設置</td><td>1.01</td></tr> <tr><td>撤去</td><td>1.05</td></tr> <tr><td rowspan="2">防護柵設置工（ガードパイプ）</td><td>設置</td><td>1.01</td></tr> <tr><td>撤去</td><td>1.05</td></tr> <tr><td rowspan="2">防護柵設置工（横断・転落防止柵）</td><td>設置</td><td>1.04</td></tr> <tr><td>撤去</td><td>1.05</td></tr> <tr><td>防護柵設置工（落石防護柵）</td><td></td><td>1.02</td></tr> <tr><td>防護柵設置工（落石防止網）</td><td></td><td>1.03</td></tr> <tr><td rowspan="2">道路標識設置工</td><td>設置</td><td>1.01</td></tr> <tr><td>撤去・移設</td><td>1.04</td></tr> <tr><td rowspan="2">道路付属物設置工</td><td>設置</td><td>1.02</td></tr> <tr><td>撤去</td><td>1.05</td></tr> <tr><td>法面工</td><td></td><td>1.02</td></tr> <tr><td>吹付砕工</td><td></td><td>1.03</td></tr> <tr><td>鉄筋挿入工（ロックボルト工）</td><td></td><td>1.03</td></tr> <tr><td rowspan="2">道路植栽工</td><td>植樹</td><td>1.05</td></tr> <tr><td>剪定</td><td>1.05</td></tr> <tr><td>公園植栽工</td><td></td><td>1.05</td></tr> <tr><td>橋梁用伸縮継手装置設置工</td><td></td><td>1.02</td></tr> </tbody> </table>			名称	区分	補正係数	4週8休以上	鉄筋工		1.05	ガス圧接工		1.04	インターロッキングブロック工	設置	1.02	撤去	1.05	防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	撤去	1.05	防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	撤去	1.05	防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	撤去	1.05	防護柵設置工（落石防護柵）		1.02	防護柵設置工（落石防止網）		1.03	道路標識設置工	設置	1.01	撤去・移設	1.04	道路付属物設置工	設置	1.02	撤去	1.05	法面工		1.02	吹付砕工		1.03	鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03	道路植栽工	植樹	1.05	剪定	1.05	公園植栽工		1.05	橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">区分</th> <th>補正係数</th> </tr> <tr> <th>4週8休以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>鉄筋工（太径鉄筋を含む）</td><td></td><td>1.05</td></tr> <tr><td>鉄筋工（ガス圧接）</td><td></td><td>1.04</td></tr> <tr><td rowspan="2">インターロッキングブロック工</td><td>設置</td><td>1.02</td></tr> <tr><td>撤去</td><td>1.05</td></tr> <tr><td rowspan="2">防護柵設置工（ガードレール）</td><td>設置</td><td>1.01</td></tr> <tr><td>撤去</td><td>1.05</td></tr> <tr><td rowspan="2">防護柵設置工（ガードパイプ）</td><td>設置</td><td>1.01</td></tr> <tr><td>撤去</td><td>1.05</td></tr> <tr><td rowspan="2">防護柵設置工（横断・転落防止柵）</td><td>設置</td><td>1.04</td></tr> <tr><td>撤去</td><td>1.05</td></tr> <tr><td>防護柵設置工（落石防護柵）</td><td></td><td>1.02</td></tr> <tr><td>防護柵設置工（落石防止網）</td><td></td><td>1.03</td></tr> <tr><td rowspan="2">道路標識設置工</td><td>設置</td><td>1.01</td></tr> <tr><td>撤去・移設</td><td>1.04</td></tr> <tr><td rowspan="2">道路付属物設置工</td><td>設置</td><td>1.02</td></tr> <tr><td>撤去</td><td>1.05</td></tr> <tr><td>法面工</td><td></td><td>1.02</td></tr> <tr><td>吹付砕工</td><td></td><td>1.03</td></tr> <tr><td>鉄筋挿入工（ロックボルト工）</td><td></td><td>1.03</td></tr> <tr><td rowspan="2">道路植栽工</td><td>植樹</td><td>1.05</td></tr> <tr><td>剪定</td><td>1.05</td></tr> <tr><td>公園植栽工</td><td></td><td>1.05</td></tr> <tr><td>橋梁用伸縮継手装置設置工</td><td></td><td>1.02</td></tr> <tr><td>橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工</td><td></td><td>1.04</td></tr> </tbody> </table>			名称	区分	補正係数	4週8休以上	鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.05	鉄筋工（ガス圧接）		1.04	インターロッキングブロック工	設置	1.02	撤去	1.05	防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	撤去	1.05	防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	撤去	1.05	防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	撤去	1.05	防護柵設置工（落石防護柵）		1.02	防護柵設置工（落石防止網）		1.03	道路標識設置工	設置	1.01	撤去・移設	1.04	道路付属物設置工	設置	1.02	撤去	1.05	法面工		1.02	吹付砕工		1.03	鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03	道路植栽工	植樹	1.05	剪定	1.05	公園植栽工		1.05	橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04
名称	区分	補正係数																																																																																																																																														
		4週8休以上																																																																																																																																														
鉄筋工		1.05																																																																																																																																														
ガス圧接工		1.04																																																																																																																																														
インターロッキングブロック工	設置	1.02																																																																																																																																														
	撤去	1.05																																																																																																																																														
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01																																																																																																																																														
	撤去	1.05																																																																																																																																														
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01																																																																																																																																														
	撤去	1.05																																																																																																																																														
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04																																																																																																																																														
	撤去	1.05																																																																																																																																														
防護柵設置工（落石防護柵）		1.02																																																																																																																																														
防護柵設置工（落石防止網）		1.03																																																																																																																																														
道路標識設置工	設置	1.01																																																																																																																																														
	撤去・移設	1.04																																																																																																																																														
道路付属物設置工	設置	1.02																																																																																																																																														
	撤去	1.05																																																																																																																																														
法面工		1.02																																																																																																																																														
吹付砕工		1.03																																																																																																																																														
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03																																																																																																																																														
道路植栽工	植樹	1.05																																																																																																																																														
	剪定	1.05																																																																																																																																														
公園植栽工		1.05																																																																																																																																														
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02																																																																																																																																														
名称	区分	補正係数																																																																																																																																														
		4週8休以上																																																																																																																																														
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.05																																																																																																																																														
鉄筋工（ガス圧接）		1.04																																																																																																																																														
インターロッキングブロック工	設置	1.02																																																																																																																																														
	撤去	1.05																																																																																																																																														
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01																																																																																																																																														
	撤去	1.05																																																																																																																																														
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01																																																																																																																																														
	撤去	1.05																																																																																																																																														
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04																																																																																																																																														
	撤去	1.05																																																																																																																																														
防護柵設置工（落石防護柵）		1.02																																																																																																																																														
防護柵設置工（落石防止網）		1.03																																																																																																																																														
道路標識設置工	設置	1.01																																																																																																																																														
	撤去・移設	1.04																																																																																																																																														
道路付属物設置工	設置	1.02																																																																																																																																														
	撤去	1.05																																																																																																																																														
法面工		1.02																																																																																																																																														
吹付砕工		1.03																																																																																																																																														
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03																																																																																																																																														
道路植栽工	植樹	1.05																																																																																																																																														
	剪定	1.05																																																																																																																																														
公園植栽工		1.05																																																																																																																																														
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02																																																																																																																																														
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04																																																																																																																																														
イ 受注者希望方式 発注者は、入札説明書等において週休2日に取り組む旨を明記した上で、当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じるものとする。また、発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記（1）補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更するものとする。なお、4週6休に満たないもの及び、工事着手前に週休2日に取り組むことについて																																																																																																																																																

長崎県 農林部 週休2日工事（発注者指定型） 試行要領

農水省 (R5. 3.29)	土木部 (R05.09.13)	農林部																						
<p>監督職員へ報告しなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。</p> <p>7 工事成績評価方法 工事成績要領に基づく工事成績評価の加点評価は、事業（務）所長及び監督職員が、別紙2により行うものとする。ただし、工事成績評価の合計は100点を超えないものとする。</p>	<table border="1"> <tr><td>橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工</td><td>1.04</td></tr> <tr><td>橋面防水工</td><td>1.02</td></tr> <tr><td>薄層カラー舗装工</td><td>1.01</td></tr> <tr><td>グルーピング工</td><td>1.01</td></tr> <tr><td>軟弱地盤処理工</td><td>1.02</td></tr> <tr><td>コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)</td><td>1.01</td></tr> </table>	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工	1.04	橋面防水工	1.02	薄層カラー舗装工	1.01	グルーピング工	1.01	軟弱地盤処理工	1.02	コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)	1.01	<table border="1"> <tr><td>橋面防水工</td><td>1.02</td></tr> <tr><td>薄層カラー舗装工</td><td>1.01</td></tr> <tr><td>グルーピング工</td><td>1.01</td></tr> <tr><td>軟弱地盤処理工</td><td>1.02</td></tr> <tr><td>コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)</td><td>1.01</td></tr> </table>	橋面防水工	1.02	薄層カラー舗装工	1.01	グルーピング工	1.01	軟弱地盤処理工	1.02	コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)	1.01
	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工	1.04																						
橋面防水工	1.02																							
薄層カラー舗装工	1.01																							
グルーピング工	1.01																							
軟弱地盤処理工	1.02																							
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)	1.01																							
橋面防水工	1.02																							
薄層カラー舗装工	1.01																							
グルーピング工	1.01																							
軟弱地盤処理工	1.02																							
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)	1.01																							
<p>港湾漁港工事市場単価の補正係数</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>②工事工期の措置 ○モデル工事の受注者は、契約後において、当初設定された工事工期が週休2日を実施するにあたって適当ではないと判断した場合は、「必要工期」を算出し、施工計画書の提出前までに発注者と工事打合せ簿により協議を行う。発注者が妥当であると判断した場合には契約変更の対象とする。</p> <p>③工事成績評価における評価（長崎県建設工事成績評価要領対象工事のみ。竣工時に評価する。） ○4週8休以上の現場閉所が達成された場合には、別に定める「週休2日工事における工事成績評価の運用」の最新版により、評価を行う。 ○監督職員は実工期の1/2となる月の月末に4週8休以上の現場閉所について実施状況を確認し、実施されていない場合は「口頭注意」を发出し、口頭注意の发出から7日以内に受注者から改善策が提出され改善が図られていれば通常の評価を行う。ただし、「口頭注意」の发出は1回のみとし、改善が図られなかった場合は、施工プロセスチェックに基づく「助言・指導（文書通知）」を发出する。 ○施工プロセスチェックに基づく「助言・指導（文書通知）」が发出された段階で工事成績評価において加点評価は行わないものとする。また、上記に加え4週8休以上の現場閉所が達成できなかった場合は、工事成績評価調書の「7. 法令順守等」において、点数を2点減ずる措置を行うものとする。</p> <p>④週休2日工事拡大に向けた措置 ○受注者は、実施工程表等により、実施状況を取りまとめ、工事完成通知時に監督職員へ報告するものとする。 ○各経費の補正は対象期間全体に対する週休2日の達成状況により決定するものとするが、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は1ヵ月ごとに4週8休以上の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。</p>	<p>8. 工事工期の措置 (1) 工事の受注者は、契約後において、当初設定された工事工期が週休2日を実施するにあたって適当ではないと判断した場合は、「必要工期」を算出し、施工計画書の提出前までに発注者と工事打合せ簿により協議を行う。発注者が妥当であると判断した場合には契約変更の対象とする。</p> <p>9. 工事成績評価における評価（長崎県建設工事成績評価要領対象工事のみ。竣工時に評価する。） (1) 4週8休以上の現場閉所が達成された場合には、別に定める「週休2日工事における工事成績評価の運用」の最新版により、評価を行う。 (2) 監督職員は実工期の1/2となる月の月末に4週8休以上の現場閉所について実施状況を確認し、実施されていない場合は「口頭注意」を发出し、口頭注意の发出から7日以内に受注者から改善策が提出され改善が図られていれば通常の評価を行う。ただし、「口頭注意」の发出は1回のみとし、改善が図られなかった場合は、施工プロセスチェックに基づく「助言・指導（文書通知）」を发出する。 (3) 施工プロセスチェックに基づく「助言・指導（文書通知）」が发出された段階で工事成績評価において加点評価は行わないものとする。また、上記に加え4週8休以上の現場閉所が達成できなかった場合は、工事成績評価調書の「7. 法令順守等」において、点数を2点減ずる措置を行うものとする。</p> <p>10. 週休2日工事拡大に向けた措置 (1) 受注者は、実施工程表等により、実施状況を取りまとめ、工事完成通知時に監督職員へ報告するものとする。 (2) 各経費の補正は対象期間全体に対する週休2日の達成状況により決定するものとするが、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は1ヵ月ごとに4週8休以上の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。</p>																							

長崎県 農林部 週休2日工事（発注者指定型） 試行要領

農水省（R5. 3.29）	土木部（R05.09.13）	農林部																																																																								
<p>8 週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行</p> <p>(1) 別紙1に示す履行実績取組証明書の発行基準は、現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上を達成した場合とする。</p> <p>(2) 履行実績取組証明書の発行は、監督職員は受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認した上で行うこととする。</p> <p>第2 交替制による週休2日方式</p> <p>[略]</p> <p>第3 市場単価方式による週休2日の補正</p> <p>1 積算方法</p> <p>市場単価方式による週休2日の積算に当たっては、現場の閉所状況に応じて、下表の補正係数を乗じるものとする。</p> <p>市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数</p> <table border="1" data-bbox="166 1171 1018 1932"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">補正係数</th> </tr> <tr> <th>4週8休以上</th> <th>4週7休以上 4週8休未満</th> <th>4週6休以上 4週7休未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄筋工（太径鉄筋を含む）</td> <td></td> <td>1.05</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td>鉄筋工（ガス圧接）</td> <td></td> <td>1.04</td> <td>1.02</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防護柵設置工（ガードレール）</td> <td>設置</td> <td>1.01</td> <td>1.01</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>撤去</td> <td>1.05</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防護柵設置工（横断・転落防止柵）</td> <td>設置</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td>撤去</td> <td>1.05</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td>防護柵設置工（落石防護柵）</td> <td></td> <td>1.02</td> <td>1.01</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>防護柵設置工（落石防止網）</td> <td></td> <td>1.03</td> <td>1.02</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防護柵設置工（ガードパイプ）</td> <td>設置</td> <td>1.01</td> <td>1.01</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>撤去</td> <td>1.05</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">道路標識設置工</td> <td>設置</td> <td>1.01</td> <td>1.01</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>撤去</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> </tbody> </table>	名称	区分	補正係数			4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満	鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.05	1.03	1.01	鉄筋工（ガス圧接）		1.04	1.02	1.01	防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.01	1.00	撤去	1.05	1.03	1.01	防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.03	1.01	撤去	1.05	1.03	1.01	防護柵設置工（落石防護柵）		1.02	1.01	1.00	防護柵設置工（落石防止網）		1.03	1.02	1.01	防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	1.01	1.00	撤去	1.05	1.03	1.01	道路標識設置工	設置	1.01	1.01	1.00	撤去	1.04	1.03	1.01	<p>⑤週休2日実施証明書の発行（長崎県建設工事成績評定要領対象工事のみ）</p> <p>○週休2日を実施し4週8休以上の現場閉所を達成した場合は、週休2日実施証明書を発行する。</p> <p>○証明書の発行は、工事成績評定通知と合わせて発行する。</p> <p>○証明書の様式は、別添1のとおり。</p> <p>5. モデル工事の発注時の対応</p> <p>○モデル工事であることを設計図書（特記仕様書 第2章 施工条件明示 第3条1. 工程関係）に明示する。</p> <p>【発注者指定型】</p> <div data-bbox="1124 684 1902 1923" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>週休2日モデル工事における現場閉所の実施</p> <p>本工事は、週休2日モデル工事（発注者指定型）であり、4週8休以上の現場閉所を行うための費用を計上している。受注者は、「週休2日（4週8休）」の実施を、施工計画書の提出前までに監督職員と工事打合せ簿により協議を行うものとし、予定工程において設定された休日及び現場閉所を行うほか以下の1）から7）によるものとするが、工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場閉所の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受発注者間で協議の上、現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を別途定めるものとする。</p> <p>完成通知時においては、実施工程表等により実施状況を取りまとめ監督職員へ報告するものとする。</p> <p>なお、施工プロセスチェックの実施により「助言・指導（文書通知）」が発出された場合、工事成績評定において加点評価は行わないものとする。また、上記に加え4週8休以上の現場閉所が達成できなかった場合は、工事成績評定調書の「7. 法令順守等」において、点数を2点減ずる措置を行うものとする。</p> <p>1) 週休2日は原則、4週8休以上（現場閉所率28.5%以上）とする。</p> <p>2) 現場閉所による週休2日の対象外とする作業・期間は下記のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1219 1661 1852 1776"> <tr> <td>週休2日対象外作業</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>週休2日対象外期間</td> <td>令和〇年〇月〇〇日 ～令和〇年〇月〇〇日</td> </tr> </table> <p>3) 予定工程において設定された休日は、工事現場内の巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、監督職員との協議なしに現場事務所を営業することや、工事及び測量等の現場作業のみならず書</p> </div>	週休2日対象外作業	〇〇	週休2日対象外期間	令和〇年〇月〇〇日 ～令和〇年〇月〇〇日	<p>1.1. 週休2日実施証明書の発行（長崎県建設工事成績評定要領対象工事のみ）</p> <p>(1) 週休2日を実施し4週8休以上の現場閉所を達成した場合は、週休2日実施証明書を発行する。</p> <p>(2) 証明書の発行は、工事成績評定通知と合わせて発行する。</p> <p>(3) 証明書の様式は、別添1のとおり。</p> <p>1.2. 工事の発注時の対応</p> <p>(1) 週休2日工事であることを設計図書（特記仕様書 第●章 施工条件明示 第3条1. 工程関係）に明示する。</p> <p>【発注者指定型】</p> <div data-bbox="2012 684 2783 1923" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">第●章 施工条件明示</p> <p>第1節</p> <p>1. 工程関係</p> <p>・週休2日工事における現場閉所の実施</p> <p>本工事は、週休2日工事（発注者指定型）であり、4週8休以上の現場閉所を行うための費用を計上している。受注者は、「週休2日（4週8休）」の実施を、施工計画書の提出前までに監督職員と工事打合せ簿により協議を行うものとし、予定工程において設定された休日及び現場閉所を行うほか以下の1）から7）によるものとするが、工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場閉所の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受発注者間で協議の上、現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を別途定めるものとする。</p> <p>完成通知時においては、実施工程表等により実施状況を取りまとめ監督職員へ報告するものとする。</p> <p>なお、施工プロセスチェックの実施により「助言・指導（文書通知）」が発出された場合、工事成績評定において加点評価は行わないものとする。また、上記に加え4週8休以上の現場閉所が達成できなかった場合は、工事成績評定調書の「7. 法令順守等」において、点数を2点減ずる措置を行うものとする。</p> <p>1) 週休2日は原則、4週8休以上（現場閉所率28.5%以上）とする。</p> <p>2) 現場閉所による週休2日の対象外とする作業・期間は下記のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="2101 1661 2733 1776"> <tr> <td>週休2日対象外作業</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>週休2日対象外期間</td> <td>令和〇年〇月〇〇日 ～令和〇年〇月〇〇日</td> </tr> </table> <p>3) 予定工程において設定された休日は、工事現場内の巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、監督職員との協議なしに現場事務所を営業することや、工事及び測量等の現場作業のみならず書</p> </div>	週休2日対象外作業	〇〇	週休2日対象外期間	令和〇年〇月〇〇日 ～令和〇年〇月〇〇日
名称			区分	補正係数																																																																						
	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満																																																																						
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.05	1.03	1.01																																																																						
鉄筋工（ガス圧接）		1.04	1.02	1.01																																																																						
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.01	1.00																																																																						
	撤去	1.05	1.03	1.01																																																																						
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.03	1.01																																																																						
	撤去	1.05	1.03	1.01																																																																						
防護柵設置工（落石防護柵）		1.02	1.01	1.00																																																																						
防護柵設置工（落石防止網）		1.03	1.02	1.01																																																																						
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	1.01	1.00																																																																						
	撤去	1.05	1.03	1.01																																																																						
道路標識設置工	設置	1.01	1.01	1.00																																																																						
	撤去	1.04	1.03	1.01																																																																						
週休2日対象外作業	〇〇																																																																									
週休2日対象外期間	令和〇年〇月〇〇日 ～令和〇年〇月〇〇日																																																																									
週休2日対象外作業	〇〇																																																																									
週休2日対象外期間	令和〇年〇月〇〇日 ～令和〇年〇月〇〇日																																																																									

長崎県 農林部 週休2日工事（発注者指定型） 試行要領

農水省（R5. 3.29）					土木部（R05.09.13）		農林部	
	移設							
道路付属物設置工	設置	1.02	1.01	1.00	<p>類整理等の事務作業も実施することが出来ない。やむを得ず休日に作業（災害対応や緊急工事等）を実施する場合には、監督職員と協議を行うこととする。</p> <p>4）元請技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者）は現場閉所にあわせて、必ず休日とすること。</p> <p>5）受注者は、当初設定された工期が週休2日を実施するにあたって適当ではないと判断した場合は、「必要工期」を算出し施工計画書の提出前までに発注者と協議を行うこと。発注者が妥当と判断した場合は変更の対象とする。</p> <p>6）（土木工事積算基準書・電気通信設備積算基準・機械設備積算基準使用の場合）</p> <p>4週8休以上の現場閉所が達成されなかった場合は、補正を減じた変更契約を行うものとする。4週8休以上とは、現場閉所率28.5%（8日/28日）以上の場合とする。</p> <p>週休2日における補正係数については、下記のとおりとする。</p> <p>【4週8休以上：補正係数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務費：1.05 ・機械経費（賃料）：1.04 ・共通仮設費：1.04 ・現場管理費：1.06 <p>6）（港湾・漁港積算基準使用の場合）</p> <p>4週8休以上の現場閉所が達成されなかった場合は、補正を減じた変更契約を行うものとする。4週8休以上とは、現場閉所率28.5%（8日/28日）以上の場合とする。</p> <p>週休2日における補正係数については、下記のとおりとする。</p> <p>【4週8休以上：補正係数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務費：1.05 ・機械経費（賃料）：1.04 ・共通仮設費：1.02 ・現場管理費：1.03 <p>6）（空港請負工事積算基準使用の場合）</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>7）対象期間中、工事現場にモデル工事であることを現場に看板等により掲示すること。</p>	<p>類整理等の事務作業も実施することが出来ない。やむを得ず休日に作業（災害対応や緊急工事等）を実施する場合には、監督職員と協議を行うこととする。</p> <p>4）元請技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者）は現場閉所にあわせて、必ず休日とすること。</p> <p>5）受注者は、当初設定された工期が週休2日を実施するにあたって適当ではないと判断した場合は、「必要工期」を算出し施工計画書の提出前までに発注者と協議を行うこと。発注者が妥当と判断した場合は変更の対象とする。</p> <p>6）（森林土木関係工事の場合）</p> <p>4週8休以上の現場閉所が達成されなかった場合は、補正を減じた変更契約を行うものとする。4週8休以上とは、現場閉所率28.5%（8日/28日）以上の場合とする。</p> <p>週休2日における補正係数については、下記のとおりとする。</p> <p>【4週8休以上：補正係数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務費：1.05 ・機械経費（賃料）：1.04 ・共通仮設費：1.04 ・現場管理費：1.06 <p>6）（農業農村整備工事の場合）</p> <p>4週8休以上の現場閉所が達成されなかった場合は、補正を減じた変更契約を行うものとする。4週8休以上とは、現場閉所率28.5%（8日/28日）以上の場合とする。</p> <p>週休2日における補正係数については、下記のとおりとする。</p> <p>【4週8休以上：補正係数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務費：1.05 ・機械経費（賃料）：1.04 ・共通仮設費：1.04 ・現場管理費：1.09 <p>※県土木部制定の積算基準（土木工事標準積算基準・電気通信設備積算基準・機械設備積算基準・港湾・漁港請負工事積算基準）による積算の場合は、県土木部の「週休2日モデル工事（発注者指定型）」の試行要領に準じる。</p> <p>7）対象期間中、工事現場に週休2日工事であることを現場に看板等により掲示すること。</p>		
		撤去	1.05	1.03			1.01	
法面工		1.02	1.01	1.00				
吹付砕工		1.03	1.02	1.01				
軟弱地盤処理工		1.02	1.01	1.00				
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.01	1.00				
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.02	1.01				
橋面防水工		1.02	1.01	1.00				
<p>第4 入札説明書及び特別仕様書等への記載方法</p> <p>入札説明書及び特別仕様書には、別紙4の記載例を参考として記載する。</p> <p>第5 その他</p> <p>1 適用</p> <p>本通知は、令和5年4月1日以降に契約を締結する工事から適用する。</p> <p>2 運用方針</p> <p>本方式の本格運用については、各地方農政局の試行結果を踏まえて検討することとする。</p>								

長崎県 農林部 週休2日工事（発注者指定型） 試行要領

農水省（R5. 3.29）	土木部（R05.09.13）	農林部
	<p>※詳しくは、長崎県土木部建設工事関係ホームページをご確認ください。 (http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/~kijun/)</p>	<p>※詳しくは、長崎県農林部週休2日工事 試行要領（長崎県ホームページ）をご確認ください。 https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/kogyojigyo/kouji/nagasakienn_nourinbu_syukyu2nitikouji_sikouyouryou/</p>